

奈良市公報

号外第13号

目 次

監 査

○定期監査の監査結果.....	1
公 営 企 業	
○奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程.....	2
○奈良市水道事業公印規程の一部を改正する規程.....	3
○奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程.....	3
○会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示.....	12

消 防

○奈良市消防職員用規程の一部を改正する訓令.....	13
○奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令.....	13
○奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令.....	13

教 育 委 員 会

○臨時教育委員会の開催.....	14
○奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則.....	14
○奈良市教育委員会公印規則の一部を改正する規則.....	15
○教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則.....	15
○奈良市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令.....	15

選 举 管 理 委 員 会

○奈良市長選挙における選挙の効力に関する異議の申出の終了(2件).....	15
○奈良市議会議員選挙における選挙の効力に関する異議の申出の終了(2件).....	15
○奈良市議会議員選挙(奈良選挙区)における当選の効力に関する異議の申出に対する決定.....	16
○奈良市農業委員会委員の選挙権を有する者の各選挙区の2分の1の数.....	18

監 査

奈良市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。
平成18年3月29日

奈良市監査委員 吉田 肇

平成18年6月26日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

中嶋 肇
池田 慎久
船越 義治

- 1 監査対象
 建設部 土木管理課 道路整備課 用地課
 都市計画部 市街地整備課 西大寺南区画整理事務所
 J R 奈良駅周辺開発事務所
 都市整備部 下水道管理課 下水道建設課 東部下水道課
 選挙管理委員会事務局
 農業委員会事務局
 (水道局)
 業務部 総務課 料金お客様課(西部営業所含む。)
 技術部 配水課(工事検査室含む。) 給水課
 浄水場 水質管理課

- 2 監査期間
 平成18年1月16日~同年3月23日

- 3 監査方法
 平成17年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成17年11月末日現在(水道局については、同年12月末日現在)の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行い、必要に応じて関係施設の実査を行う等の方法で実施した。

なお、今回の監査は、特に収入に係る事務処理及び支出に係る委託料、工事請負費の事務処理を重点に、契約書、支出負担行為伺書等の関係書類を監査した。委託料及び工事請負費の件数は、次表のとおりである。

部	課	委託料	工事請負費
建設部	土木管理課	22	6
	道路整備課	8	27
	用地課	3	—
都市計画部	市街地整備課	3	2
	西大寺南区画整理事務所	6	3
J R 奈良駅周辺開発事務所		4	3
都市整備部	下水道管理課	20	7
	下水道建設課	6	27
	東部下水道課	1	15
選挙管理委員会事務局		8	—
農業委員会事務局		1	—
(水道局)			

業務部	総務課	3	—
	料金お客様課 (西部営業所含む。)	14	—
技術部	配水課 (工事検査室含む。)	16	—
	給水課	—	—
	浄水場 水質管理課	5	—
合	計	120	90

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

建設部

用地課

- (1) 七条コミュニティースポーツ会館整備事業支援物件調査業務委託において、成果品が提出されているのに支払手続きが遅延していた。業務の履行確認と支払手続きを速やかにされたい。
- (2) 郵便切手の受け払いが一括管理されているが、予算配当どおり目ごとに切手受払簿を作成し、整理されたい。

都市整備部

下水道管理課

- (1) 農業集落排水事業分担金及び下水道事業費受益者負担金の滞納繰越分の収入未済額は、監査時においてそれぞれ1,790,000円、14,920,610円となっている。

今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

- (2) 施設修繕において、保管必要書類である見積書の日付の記入もれや、見積書の添付そのものがないものが見受けられたので、注意されたい。

(水道局)

業務部

料金お客様課（西部営業所含む。）

- (1) 水道料金の過年度分の未収額は、監査時において74,496,258円となっている。

今後とも未収の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

- (2) 西部営業所管理業務（西部会館専用部分管理業務）委託の業務完了報告書（4月分）において、空調自動制御点検の実施日に記載誤りがあった。業務の履行確認を怠ることのないよう注意されたい。

(平成18年3月29日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第5号

奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月27日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

奈良市水道局組織規程の一部を改正する規程

奈良市水道局組織規程（平成14年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「庶務係 調定係」を「料金係」に改め、「開発指導係」を削る。

第7条第1項庶務係の部分を次のように改める。

料金係

- (1) 水道料金の徴収制度その他業務の調査、研究、企画及び立案に関すること。
- (2) 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の調定及び統計に関すること。
- (3) 水道料金等の納入通知書、納付書等の発行に関すること。
- (4) 水道料金等の口座振替データ入力に関すること。
- (5) 水道料金等の収納、減免及び還付に関すること。
- (6) 水道料金等の欠損処分に関すること。
- (7) 水道料金等の口座振替事務に係る収納取扱金融機関との連絡調整に関すること。
- (8) 西部営業所との連絡調整に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

第7条第1項調定係の部分を削る。

第8条第1項図面管理係の部分に次の1号を加える。

- (3) 開発行為の事前協議、指導及び調整に関すること。

第8条第1項開発指導係の部分を削る。

第9条給水装置第三係の部分を次のように改める。

給水装置第三係

- (1) 鉛給水管解消に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 給水管のデータベース入力に関すること。
- (3) 鉛給水管布設替工事の施行に関すること。
- (4) 鉛給水管に係る広報及び情報提供に関すること。
- (5) その他鉛給水管に関すること。

第12条庶務係の部分中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号づつ繰り下げ、第1号の後に次の1号を加える。

- (2) 主管事務に関する文書の収発に関すること。

第14条庶務係の部分中第4号を第5号とし、第3号の後に次の1号を加える。

- (4) 净水場に関する文書の収発に関すること。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月27日掲示済)

奈良市水道局管理規程第6号

奈良市水道事業公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月27日

奈良市水道事業管理者

別表中 「[] か 方18 西部営業所証明書用 西部営業所 1 を」

「[] か 方18 西部営業所証明書用 西部営業所 1
き 方24 契約及び一般公文書用 東部管理課 1
く 方24 浄水場内の契約及び一般公文書用 浄水課 1」に改め、同表中形式の欄中「き」を

「け」に改め、「く」を「こ」に改める。

「 お か き く
奈良市水道事業管理者之印 奈良市水道事業管理者之印 奈良市水道局印 奈良市水道局企業出納員之印
掘削申請用 西部営業所用 」を

「 お か き く
奈良市水道事業管理者之印 奈良市水道事業管理者之印 奈良市水道局印 奈良市水道局企業出納員之印
掘削申請用 西部営業所用 東部管理課用 浄水場用 」に改める。
け こ
奈良市水道局印 奈良市水道局企業出納員之印

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月27日掲示済)

奈良市水道局管理規程第7号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市水道事業管理者

中尾一郎

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項から第8項までを次のように改める。

4 職員の昇給は、管理者が定める日に、同日前1年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号級数を4号給

中尾一郎

奈良市水道事業公印規程の一部を改正する規程
奈良市水道事業公印規程(昭和55年奈良市水道局告示第8号)の一部を次のように改正する。

(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあっては、3号給)とすることを標準として管理者が定める基準に従い決定するものとする。

6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

7 前3項の規定において、職員の給料月額がその属する職務の級における給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。ただし、それらの給料月額を受けている職員で、勤務成績が特に良好であるもの等については、第4項の規定を準用して、その職員の属する職務の級における給料の幅の最高額を超えて、管理者が定めるところにより、昇給させることができる。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。第3条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、管理者が定める。

第12条の2の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第1

項中「調整手当」を「地域手当」に、「100分の7」を「100分の10」に改め、同条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第28条、第31条第3項及び第4項、第32条第3項並びに第34条第2項から第4項までの規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第2条関係)

給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
	35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
	36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
	37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
	38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
	40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	

	41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600	
	42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200		
	43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000		
	44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800		
	45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600		
	46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100			
	47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900			
	48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700			
	49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300			
	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100			
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900			
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700			
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300			
	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100			
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900			
	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700			
	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300			
	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100			
	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900			
	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700			
再任	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300			
用職	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200				
員以	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900				
外の	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600				
職員	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100				
	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800				
	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500				
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200				
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700				
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400				
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100				
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800				
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300				
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000				
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700				
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400				
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900				
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200					
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900					
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600					
	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100					
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800					
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500					
	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200					
	85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700					
	86	240,100	296,400	345,300	386,800						
	87	240,800	296,800	345,800	387,400						
	88	241,500	297,200	346,300	388,000						

奈良市公報

平成18年6月26日
(月曜日)

号外第13号

89	242,300	297,500	346,700	388,700							
90	242,800	297,900	347,200	389,300							
91	243,300	298,300	347,700	389,900							
92	243,800	298,700	348,200	390,500							
93	244,100	298,900	348,500	391,200							
94		299,300	349,000								
95		299,700	349,500								
96		300,100	350,000								
97		300,300	350,300								
98		300,700	350,800								
99		301,100	351,300								
100		301,500	351,800								
101		301,700	352,100								
102		302,100	352,500								
103		302,500	352,900								
104		302,900	353,300								
105		303,100	353,800								
106		303,500	354,200								
107		303,900	354,600								
108		304,300	355,000								
109		304,500	355,500								
110		304,900	355,900								
111		305,300	356,300								
112		305,700	356,700								
113		305,900	357,200								
114		306,300									
115		306,700									
116		307,100									
117		307,300									
118		307,600									
119		307,900									
120		308,200									
121		308,600									
122		308,900									
123		309,200									
124		309,500									
125		309,900									
再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200

別表第2(第2条関係)

級別標準職務表

職務の級		標準的な職務の内容									
1 級		定型的な業務を行う職務									
2 級		相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務									
3 級		高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務									
4 級		1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務									

5級	1 係長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
6級	課長補佐、室長補佐、所長補佐及び主査の職務
7級	課長、室長、所長及び主幹の職務
8級	1 部長の職務 2 次長、参事及び浄水場長の職務 3 相当の経験を有する課長の職務 4 相当の経験を有する主幹の職務
9級	1 相当の経験を有する部長の職務 2 理事の職務
10級	相当高度な又は特に困難な業務を処理する部長の職務

別表第3（第3条関係）

初任給基準表

試験・職種		学歴	免許	初任給
試験	上級			1級 29号給
	中級			1級 17号給
	初級			1級 9号給
その他		高校卒	1級 9号給	
		中学卒	1級 1号給	

備考 1 試験・職種欄の「試験」の区分は試験の結果に基づいて職員となつた者に適用し、「その他」の区分は試験によらないで職員になつた者に適用する。

2 試験・職種欄の「試験」の区分に掲げる「上級」は職員採用上級試験を示し、「中級」は職員採用中級試験を示し、「初級」は職員採用初級試験を示し、その基準学歴は、上級は大学卒、中級は短大卒、初級は高校卒とする。

別表第5及び別表第6を次のように改める。

別表第5（第20条関係）

種類	基準	金額	適用範囲
外務手当	日額	円 340	集金、計量、修繕、工事監督、調査その他のために、1日4時間以上外勤した職員
危険物取扱手当	月額	円 1,000	塩素、高圧電気等の取扱いに従事した職員
車両管理手当	月額	円 1,200	自動車運転を本務とする職員及び大型自動車又はブルドーザーの運転に従事した職員並びに自動車の整備業務に従事した職員
		円 600	上記以外の自動車（二輪車を除く。）を運転し、かつ、車両の管理をした職員
企業手当	月額	円 6,000	別表第1の給料表の適用を受ける職員

別表第6（第31条関係）

職員	加算割合
職務の級10級及び9級の職員並びに8級の職員（管理者が定める職員に限る。）	100分の20
職務の級8級の職員（管理者が定める職員に限る。）及び7級の職員	100分の15
職務の級6級及び5級の職員	100分の10
職務の級4級の職員及び3級の職員（管理者が定める職員に限る。）	100分の5

附則

（施行期日等）

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
(特定の職務の級の切替え)
- 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2つの職務の級が掲げら

れているときは、管理者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
(号給の切替え等)

- 切替日の前日において奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（管理者が定める職員にあっては、管理者

が定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。		よる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。	
4 第2項後段の規定により新級を決定される職員の新号級は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。 (職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)		11 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程別表第4の規定の適用については、別表中「給料月額」とあるのは、「給料月額と奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程(平成18年奈良市水道局管理規程第7号)附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。 (平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)	
5 切替日の前日において、給与規程別表第1の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は管理者が別に定める。 (切替日前の異動者の号給の調整)		12 平成22年3月31日までの間における第12条の2第1項の規定の適用については、同項の規定中「100分の10」とあるのは、「100分の10を超えない範囲で管理者が定める割合」とする。 (委任)	
6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 (職員が受けている号給等の基礎)		13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。 (平成15年改正規程の一部改正)	
7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けている号給又は給料月額は、この規程による改正前の給与規程又は附則第14項の規定による改正前の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程(平成15年奈良市水道局管理規程第2号。以下「平成15年改正規程」という。)附則第2項及びこれらに基づき管理者が定められたものでなければならない。 (給料の切替に伴う経過措置)		14 平成15年改正規程の一部を次のように改正する。 附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市水道局企業職員の給与等に関する規程の一部改正)	
8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなる職員(管理者が別に定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。		15 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市水道局企業職員の給与等に関する規程(平成10年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項及び第3条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。	
9 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。		附則別表第1 職員の級の切替表(附則第2項関係)	
10 切替日以降に新たに給料の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定に			

附則別表第2 職員の号給の切替表(附則第3項関係)

旧号給	旧級 経過期間	新級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1

	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1
3	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37

奈良市公報

平成18年6月26日
(月曜日)

号外第13号

15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					

27	3月未満		105	77						
	3月以上6月未満		106	78						
	6月以上9月未満		107	79						
	9月以上12月未満		108	80						
	12月以上		109	81						
28	3月未満		109	81						
	3月以上6月未満		110	82						
	6月以上9月未満		111	83						
	9月以上12月未満		112	84						
	12月以上		113	85						
29	3月未満		113							
	3月以上6月未満		114							
	6月以上9月未満		115							
	9月以上12月未満		116							
	12月以上		117							
30	3月未満		117							
	3月以上6月未満		118							
	6月以上9月未満		119							
	9月以上12月未満		120							
	12月以上		121							
31	3月未満		121							
	3月以上6月未満		122							
	6月以上9月未満		123							
	9月以上12月未満		124							
	12月以上		125							
32	3月未満		125							
	3月以上6月未満		125							
	6月以上9月未満		125							
	9月以上12月未満		125							
	12月以上		125							

附則別表第3 旧級が11級である職員の号給の切替表（附則第4項関係）

旧号給	新級 経過期間	9級		10級	
		1	1	1	1
1	3月未満	1		1	
	3月以上6月未満	1		1	
	6月以上9月未満	1		1	
	9月以上12月未満	1		1	
	12月以上	1		1	
2	3月未満	1		1	
	3月以上6月未満	1		1	
	6月以上9月未満	1		1	
	9月以上12月未満	1		1	
	12月以上	1		1	
3	3月未満	1		1	
	3月以上6月未満	1		1	
	6月以上9月未満	1		1	
	9月以上12月未満	1		1	
	12月以上	1		1	
4	3月未満	1		1	
	3月以上6月未満	1		1	
	6月以上9月未満	1		1	
	9月以上12月未満	1		1	
	12月以上	1		1	
5	3月未満	1		1	
	3月以上6月未満	1		1	
	6月以上9月未満	1		1	
	9月以上12月未満	1		1	
	12月以上	1		1	

6	3月末満	1	1
	3月以上6月末満	1	1
	6月以上9月末満	1	1
	9月以上12月末満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月末満	1	1
	3月以上6月末満	2	1
	6月以上9月末満	3	1
	9月以上12月末満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月末満	5	1
	3月以上6月末満	6	1
	6月以上9月末満	7	1
	9月以上12月末満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月末満	9	1
	3月以上6月末満	10	1
	6月以上9月末満	11	1
	9月以上12月末満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月末満	13	1
	3月以上6月末満	14	1
	6月以上9月末満	15	1
	9月以上12月末満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月末満	17	1
	3月以上6月末満	18	1
	6月以上9月末満	19	1
	9月以上12月末満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月末満	21	1
	3月以上6月末満	22	2
	6月以上9月末満	23	3
	9月以上12月末満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月末満	25	5
	3月以上6月末満	26	6
	6月以上9月末満	27	7
	9月以上12月末満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月末満	29	9
	3月以上6月末満	30	10
	6月以上9月末満	31	11
	9月以上12月末満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月末満	33	13
	3月以上6月末満	34	13
	6月以上9月末満	35	13
	9月以上12月末満	36	14
	12月以上	37	14

(平成18年3月31日掲示済)

奈良市水道局告示第11号

会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示を
次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎
会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告

示

会計帳簿等の様式に関する規程（昭和44年奈良市水道局告示第7号）の一部を次のように改正する。

別記第38号様式中 「**調整手当**」 を 「**地域手当**」 に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日掲示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第1号

全 職 員

奈良市消防職員用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月30日

奈良市消防局長 佐賀勝彦

奈良市消防職員用規程の一部を改正する訓令

奈良市消防職員用規程（昭和57年奈良市消防長訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書を削る。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月30日掲示済)

奈良市消防局長訓令甲第2号

全 職 員

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月30日

奈良市消防局長 佐賀勝彦

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令

奈良市消防吏員の階級別定数規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

本則第2号中「4人」を「3人」に改め、第3号中「16人」を「17人」に改め、第4号中「32人」を「36人」に改め、第5号中「113人」を「120人」に改め、第6号中「136人」を「134人」に改め、第8号中「88人」を「79人」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月30日掲示済)

奈良市消防局長訓令甲第3号

全 職 員

奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成18年3月30日

奈良市消防局長 佐賀勝彦

奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令

(奈良市消防文書規程の一部改正)

第1条 奈良市消防文書規程（昭和42年奈良市消防長訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別記第11号様式中

参事・部長

を

「参事・部長・理事

に改める。」

(奈良市消防綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正)
第2条 奈良市消防綱紀点検調査委員会設置規程（平成元年奈良市消防長訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「消防総務部長」を「理事」に改め、同条第3項中「生活安全部長」を「消防総務部長、生活安全部長」に改める。

(奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程の一部改正)

第3条 奈良市消防職員の分限及び懲戒に関する取扱規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「消防総務部長」を「理事」に改め、同条第3項中「生活安全部長」を「消防総務部長、生活安全部長」に改める。

(消防職員の勤務評定に関する規程の一部改正)

第4条 消防職員の勤務評定に関する規程（昭和43年奈良市消防長訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表中「消防総務部長」を「理事、消防総務部長」に改める。

(奈良市消防安全管理規程の一部改正)

第5条 奈良市消防安全管理規程（昭和59年奈良市消防長訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「消防総務部長」を「理事」に改める。

(奈良市消防職員表彰規程の一部改正)

第6条 奈良市消防職員表彰規程（昭和42年奈良市消防長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「消防総務部長」を「理事、消防総務部長」に改める。

(奈良市警防活動規程の一部改正)

第7条 奈良市警防活動規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

別表第8中	消防総務部長	を	理 事	に改める。
	生活安全部長		消防総務部長	生活安全部長
				」

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(奈良市消防文書規程の一部改正に伴う経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に存する第1条の規定による改正前の奈良市消防文書規程別記第11号様式の起案用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(平成18年3月30日掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第6号

平成18年 臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成18年3月16日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

1 日時

平成18年3月23日（木）午前10時から

2 場所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

1 議事

議案第105号 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則について

議案第106号 奈良市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令について

議案第107号 教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第108号 奈良市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

議案第109号 平成18年4月市費支弁教員（管理職）の異動について

議案第110号 平成18年4月県費負担教員（管理職）の異動について

議案第111号 奈良市体育指導委員の選任について
傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分まで、定員5名になり次第締め切ります。

（平成18年3月16日掲示済）

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月27日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第1号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「教育総務課 庶務係 経理係

学校事務管理係 施設係」を 「教育企画課
教育総務課 庶務係 経理係
に、「社会教育課 庶務係
学校事務管理係 施設係」

務係 社会教育係 青少年係 家庭教育係」を「社会教育課 庶務係 社会教育係 青少年係 家庭教育係 企画調整係」に改める。

第2条を第2条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

（教育企画課の事務）

第2条 教育企画課の所掌事務は、おむね次のとおりとする。

（1）学校と地域との連携の基本計画及び総合調整に関すること。

（2）学校及び幼稚園の適正配置及び適正規模に関すること。

（3）事務局内の他課の主管に属さない重要な教育施策の調査、研究及び調整に関すること。

（4）課の庶務に関すること。

第5条庶務係の部分の第1号中「基本計画及び」を削り、同部分の第4号中「集会所」を「集会所及び集会所用地」に改め、同部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条家庭教育係の部分の次に次の企画調整係の部分を加える。

企画調整係

（1）生涯教育の基本計画及び総合調整に関すること。

（2）公民館運営審議会に関すること。

（3）生涯学習推進会議に関すること。

（4）公民館に関すること。

第10条の表中

集会所	社会教育部	社会教育課	を
キャンプフィールド			

集会所	社会教育部	社会教育課	に、
キャンプフィールド			
公民館			

公民館	社会教育部		を
図書館			

図書館	社会教育部		に

改める。

第11条の表を次のように改める。

公の施設	所属	
	部	課
青少年児童会館	社会教育部	社会教育課
平城京左京三条二坊宮跡庭園	社会教育部	文化財課

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月27日掲示済）

奈良市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月27日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第2号

奈良市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
奈良市教育委員会公印規則(昭和27年奈良市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「総務課長」を「教育総務課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成18年3月27日掲示済)

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月27日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第3号

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則(昭和47年奈良市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表公民館の項を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月27日掲示済)

奈良市教育委員会訓令甲第2号

府内一般
関係各所

奈良市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月27日

奈良市教育委員会
教育長 中尾勝二
奈良市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令

(奈良市教育委員会事務専決規程等の一部改正)

第1条 奈良市教育委員会事務専決規程(昭和49年奈良市教育委員会訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第12条」に改める。

第4条社会教育課長の部分を削り、同条体育課長の部分の第2号中「体育施設(南部体育館を除く。)の使用の許可」を「月ヶ瀬体育館及び奈良県月ヶ瀬健民運動場の使用の承認」に改め、同部分の第3号及び第4号を削る。

第5条から第7条までを削り、第8条を第5条とし、第9条を第6条とし、第10条を第7条とする。

第11条第4号中「許可」を「承認」に改め、同条を第8条とする。

第12条を第9条とし、第13条から第15条までを3条ずつ繰り上げる。

(奈良市教育委員会綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正)

第2条 奈良市教育委員会綱紀点検調査委員会設置規程(平成元年奈良市教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

(奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部改正)

第3条 奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程(平成14年奈良市教育委員会訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

別表委員の項中「教育総務課長」を「教育企画課長教育総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月27日掲示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第17号

平成17年7月31日執行の奈良市長選挙における選挙の効力に関し、奈良市西千代ヶ丘三丁目9番6号 辻山清から提起された異議の申出は、平成18年3月14日異議申出人の死亡により、終了しました。

平成18年3月28日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二
(平成18年3月28日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第18号

平成17年7月31日執行の奈良市長選挙における当選の効力に関し、奈良市西千代ヶ丘三丁目9番6号 辻山清から提起された異議の申出は、平成18年3月14日異議申出人の死亡により、終了しました。

平成18年3月28日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二
(平成18年3月28日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第19号

平成17年7月31日執行の奈良市議会議員選挙における選挙の効力に関し、奈良市西千代ヶ丘三丁目9番6号 辻山清から提起された異議の申出は、平成18年3月14日異議申出人の死亡により、終了しました。

平成18年3月28日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二
(平成18年3月28日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第20号

平成17年7月31日執行の奈良市議会議員選挙における当選の効力に関し、奈良市西千代ヶ丘三丁目9番6号 辻山清から提起された異議の申出は、平成18年3月14日異議申出人の死亡により、終了しました。

平成18年3月28日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二
(平成18年3月28日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第21号

平成17年7月31日執行の奈良市議会議員選挙（奈良選挙区）における当選の効力に関する異議の申出に対し、次のとおり決定しました。

平成18年3月28日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二
決 定 書
奈良市学園緑ヶ丘二丁目8番15号
異議申出人 酒井孝江

上記異議申出人から平成17年8月15日付けをもって提起された同年7月31日執行の奈良市議会議員選挙（奈良選挙区）における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

理 由**第1 異議の申出の趣旨及び理由の要旨**

異議申出人酒井孝江（以下「申出人」という。）は、平成17年7月31日執行の奈良市議会議員選挙（奈良選挙区）（以下「本件選挙」という。）における最下位当選人の当選を無効とする旨の決定を求めるというものである。

その理由として申出人の主張するところの要旨は、次のとおりである。

本件選挙は奈良市長選挙と同時に行われた。開票作業も両選挙が同時に行われ、多くの人手による膨大な作業であった。このような状況の中では混乱が起り、票の数え間違いの可能性が生じる。投票総数147,916票のうち5,083票という膨大な数の無効票が出たが、多くの無効票はこれと無関係とは言い切れない。

本件選挙における最下位当選人と次点者との得票数の差は、わずか2票である。全ての票の数え直しをした場合、見落とされていた選挙人の意思が明白な票が見つかり、選挙の結果に異動を及ぼすことが予測される。よって、票の数え直しを求める。

第2 委員会の判断

委員会は、本件異議の申出を受理し、申出人の主張を慎重かつ厳正に審理した。その結果は、次のとおりである。

当選の効力に関する争訟を理由あらしめる当選無効原

因とは、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容（たとえば、投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定）に違法があることである（大阪高裁・昭和30年9月29日判決）とされている。

このような観点から、本件選挙の当選が無効とされる場合に該当するか否かにつき、検討を加える。

まず、当選人を決定した選挙会の構成については、適法性を欠いておらず、違法な点はない。

また、選挙会の決定手続についても、すべて法令に基づいて行われており、違法な点はない。

次に選挙会における決定内容について、まず投票の効力判定、各候補者の得票数の算定について検討する。

申出人の主張のとおり本件選挙の選挙会（開票）事務が奈良市長選挙の選挙会（開票）事務と同時に行われたことは事実であるが、選挙長は選挙ごとに選任されており、また選挙会（開票）における事務従事者の人員配置や会場の配置についても、選挙ごとに明確に区分された上で、次の手順により進められた。

① 開披分類係は、

ア 投票用紙に記載された候補者名の先頭文字により、「あ行」「か・さ行」「た・な行」「は・ま行」「や・ら・わ行」の各区分

イ 疑問票（ア、ウ、エ以外のもの。たとえば、誤字、脱字のある投票、候補者の氏名のほか他事を書いてある投票、候補者の氏名の一部が他の候補者の氏名の一部と混記してある投票、候補者の「名」だけ書いてある投票等）

ウ 白紙投票

エ 点字投票

に分類し、ア、イについては順次連絡係が各区分の候補者分類係または調査係へ、ウ、エについては、庶務係がそれぞれ無効分類係、点字投票解読係へ回付する。

② 候補者分類係は、①アの投票を、候補者の氏名（同姓の候補者がない場合は氏のみ、同名の候補者がない場合は名のみの場合を含む。）が正確に書かれているもの（以下「完全有効投票」という。）についてのみ、候補者ごとに分類し、そのままの状態で第1点検係の候補者ごとのカゴへ回付する。完全有効投票以外のものはすべて疑問票として調査係に回付し、按分票については按分係に回付する。

③ 第1点検係は、回付された投票を、候補者ごとに、「すべてその候補者の完全有効投票であるか」を点検し、候補者ごとの束の状態で、第1計算係へ回付する。点検の際、完全有効投票以外のものがあれば、疑問票として調査係に回付する。

④ 第1計算係は、回付された投票を、候補者ごとに、投票用紙計数機を用いて100票（100票未満の束についてはその票数。以下同じ。）ずつの束にし、この束に輪ゴムを掛け、第2点検係に回付する。

- ⑤ 第2点検係は、回付された投票の束ごとに、輪ゴムをはずし、「すべてその候補者の完全有効投票であるか」投票を再度点検する。万が一、完全有効投票以外のものがあれば、疑問票として調査係に回付し、同数の当該候補者の完全有効投票を補充し、100票の束にする。点検を終えた束に、点検者のサインを記入した点検票（投票用紙の半分の幅）を候補者名が見えるように乗せ、再度輪ゴムを掛け、束にした上で、第2計算係へ回付する。
- ⑥ 第2計算係は、回付された投票の束ごとに、輪ゴムをはずし、再度候補者ごとに投票用紙計数機を用いて100票の束であることを確認した後、その束に、票数及び計数者のサインを記入した得票票（投票用紙の半分の幅）を候補者名が見えるように乗せ、再度輪ゴムを、選挙立会人及び選挙長が点検しやすいよう、投票の束に対して横に掛け、有効投票係に回付する。
- ⑦ 有効投票係は、回付された投票の束の上に、候補者名、票数及び有効投票係のサインを記載した有効投票決定箋（投票用紙と同寸法）を添付する。次に当該投票の束に、選挙立会人の点検、有効投票決定箋への捺印を受けた後、選挙長の点検、有効投票決定箋への捺印を受ける。
- ⑧ 集計係は、適時各候補者の得票の途中集計をし、当該集計について選挙長の決裁を受ける。
- ⑨ 調査係は、前述のとおり①において明らかに疑問票と思われるもの及び②③⑤の点検において疑問票とされたものについて、他事記載等無効事由が明白であると思われるものについては無効分類係に回付し、それ以外のもの（疑問票）については1票ごとに疑問投票処理箋を添付し、選挙立会人に回付をした上で、選挙長による有効または無効の決定を受ける。
- ⑩ 無効分類係は、回付された白紙投票について投票用紙の表裏のいずれにも記載がないことを再度点検し、調査係から回付された無効票（選挙立会人及び選挙長に回付し無効と決定されたものを含む。）と共に無効事由ごとに束にした上で、この束の上に無効投票決定箋を添付し、点検を妨げない状態で選挙立会人に回付をした上で、選挙長による決定を受ける。
- ⑪ 点字投票解読係は、回付された点字投票を2度（2人）解読し、記載事項を付箋に表示した後、有効投票は有効投票係に、無効投票は無効分類係に、疑問票は調査係に回付する。（以降はそれぞれの係の流れによる。）
- ⑫ 按分係は、回付された按分票について再度点検し、按分の区分ごとに束にした後、按分集計表と共に選挙立会人に回付をした上で、選挙長による決定を受ける。
- 以上のことから、
- (1) 本件選挙と奈良市長選挙の選挙会（開票）事務は同時に行われたが、前述のとおり選挙ごとに明確に区分された中で、それぞれ系統立てて整然と行われたもので、申出人の主張する「混乱が起こり」といった事実

はない。

(2) 開披分類係の段階以後、完全有効投票と疑問票、無効票はそれぞれ完全に独立した係、流れにおいて処理され、また、完全有効投票についても候補者ごとに点検、計算、回付が行われており、それぞれの間に混入が生じる余地はなく、また、完全有効投票については実質3回の点検を経て選挙立会人に回付をした上で、疑問票については1票ごとに選挙立会人に回付をした上で、無効票についても選挙立会人に回付をした上で、選挙長の決定を受けたものである。

このように投票の効力については、すべて選挙立会人の意見を聴き、選挙長において法令、実例判例等に基づき厳正な判断により決定したものであり、これにより投票の計算を行ったものである。

申出人主張のとおり、5,083票の無効票があったことは事実であり、その内訳は、

- ① 候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの 746票
② 2人以上の候補者の氏名を記載したもの 61票
③ 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの 19票
④ 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの 36票

⑤ 白紙投票 2,494票
⑥ 単に雑事を記載したもの 908票
⑦ 単に記号・符号を記載したもの 819票
であったが、これは厳正な判断を行った結果であり、申出人が主張する「多くの人手による膨大な作業」と無効票との関連性は一切認められない。

(3) 投票の効力の決定にあたっては、当然公職選挙法第67条の規定に則り、選挙人の意思が明白であればその投票は有効と決定しており、申出人が主張する「見落とされていた選挙人の意思が明白な票」といったものは存在しない。

また、最下位当選人と次点者の得票数の差が2.519票であることは事実であるが、これについても、前述のとおり、すべての投票を選挙立会人に回付し、意見を聴いた上で、選挙長において法令、実例判例等に基づき厳正な判断により決定し、これにより投票の計算を正確に行った結果に過ぎず、当然申出人が主張する「票の数え間違い」といった事実もなく、票の数え直しをする理由は認められない。

このほか、選挙会における決定内容のその他の点についても、違法な点はない。

以上のとおり、本件選挙の当選を無効とする申出人の主張は、具体的な事実の主張、立証がなく、単なる憶測に過ぎない。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

平成18年3月28日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

(平成18年3月28日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第22号

平成18年3月31日現在における奈良市農業委員会委員の選挙権を有する者の各選挙区の2分の1の数は、次のとおりです。

平成18年3月31日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

第1選挙区 1,506人

第2選挙区 1,584人

第3選挙区 1,647人

第4選挙区 2,047人

第5選挙区 1,791人

(平成18年3月31日掲示済)